

ラブちゃんでんき 電気料金メニュー約款 (ラブちゃんでんき)
新旧対照表

2024年8月1日付で以下のとおり、電気料金メニュー約款の改定いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 主な変更点

- ・小売電気事業者の変更
- ・東北/東京/中部/関西/中国/四国エリア版と九州エリア版の統合

2. 電気料金メニュー約款 (ラブちゃんでんき) 新旧対照表

該当条項	変更前	変更後
表紙	電気料金メニュー約款 (ラブちゃんでんき) (東北/東京/中部/関西/中国/四国/九州エリア) 小売電気事業者：九電みらいエナジー株式会社	電気料金メニュー約款 (ラブちゃんでんき) (東北/東京/中部/関西/中国/四国/九州エリア) 小売電気事業者：九州電力株式会社
第1条	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が、九電みらいエナジー株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さままで一般配送電事業者の供給区域へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が、九州電力株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さままで一般配送電事業者の供給区域へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。
第4条 第1項	1. ラブちゃんでんき (東北 B / 東京 B / 中部 B) (1)適用条件 電灯または小型機器を使用する需要であるものに適用し、契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。 (2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。	1. ラブちゃんでんき (東北 B / 東京 B / 中部 B / 九州 B) (1)適用条件 電灯または小型機器を使用する需要であるものに適用し、契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。 (2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ ただし、新潟県妙高市および糸魚川市、群馬県の一部は60ヘルツ)
中部エリア	標準周波数 60 ヘルツ ただし、長野県の一部は50ヘルツ

(4)電気料金

1月の料金は、別紙4(料金メニュー表)に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4(燃料費調整)別表(燃料費調整単価算出係数等)に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定めるX円(以下単に「X円」といいます。)を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a)基本料金

基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき別紙4(料金メニュー表)のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙4(料金メニュー表)にもとづいて算定いたします。

(c)最低月額料金

(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が別紙4(料金メニュー表)の最低月額料金を下回る場合は、そのひと1月の料金は、別紙4(料金メニュー表)の最低月額料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ ただし、新潟県妙高市および糸魚川市、群馬県の一部は60ヘルツ)
中部、九州エリア	標準周波数 60 ヘルツ ただし、長野県の一部は50ヘルツ

(4)電気料金

1月の料金は、料金メニュー約款別紙4(料金メニュー表)に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a)基本料金

基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき料金メニュー約款別紙4(料金メニュー表)のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって料金メニュー約款別紙4(料金メニュー表)にもとづいて算定いたします。

(c)最低月額料金

(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が料金メニュー約款別紙4(料金メニュー表)の最低月額料金を下回る場合は、そのひと1月の料金は、料金メニュー約款別紙4(料金メニュー表)の最低月額料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

第4条
第2項

2. ラブちゃんでんき

(東北C/東京C/中部C)

(2)供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術

2. ラブちゃんでんき

(東北C/東京C/中部C/九州C)

(2)供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術

	<p>(以下単に「X円」といいます。)を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a)料金 最低料金及び電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙4(料金メニュー表)にもとづいて算定いたします。</p>	<p>費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a)料金 最低料金及び電力量料金は、その1月の使用電力量によって料金メニュー約款別紙4(料金メニュー表)にもとづいて算定いたします。</p>				
<p>第4条 第4項</p>	<p>4. ラブちゃんでんき(関西B/中国B/B(四国)) (4)電気料金 1月の料金は、別紙4(料金メニュー表)に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4(燃料費調整)別表(燃料費調整単価算出係数等)に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定めるX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a)基本料金 基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき別紙4(料金メニュー表)のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(b)電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙4(料金メニュー表)にもとづいて算定いたします。</p>	<p>4. ラブちゃんでんき(関西B/中国B/B(四国)) (4)電気料金 1月の料金は、料金メニュー約款別紙4(料金メニュー表)に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a)基本料金 基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき料金メニュー約款別紙4(料金メニュー表)のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(b)電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって料金メニュー約款別紙4(料金メニュー表)にもとづいて算定いたします。</p>				
<p>第4条 第5項</p>	<p>5. ラブちゃんでんき低圧電力 (東北/東京/中部/関西/中国/(四国)) (2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="277 1995 842 2101"> <tr> <td data-bbox="277 1995 539 2101">東北、東京エリア</td> <td data-bbox="539 1995 842 2101">標準周波数50ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市 および糸魚川市ならび</td> </tr> </table>	東北、東京エリア	標準周波数50ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市 および糸魚川市ならび	<p>5. ラブちゃんでんき低圧電力 (東北/東京/中部/関西/中国/(四国)/九州) (2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="900 1995 1465 2101"> <tr> <td data-bbox="900 1995 1161 2101">東北、東京エリア</td> <td data-bbox="1161 1995 1465 2101">標準周波数50ヘルツ ただし、新潟県妙高市 および糸魚川市、</td> </tr> </table>	東北、東京エリア	標準周波数50ヘルツ ただし、新潟県妙高市 および糸魚川市、
東北、東京エリア	標準周波数50ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市 および糸魚川市ならび					
東北、東京エリア	標準周波数50ヘルツ ただし、新潟県妙高市 および糸魚川市、					

	<table border="1" data-bbox="280 98 839 282"> <tr> <td data-bbox="280 98 536 170"></td> <td data-bbox="536 98 839 170">に群馬県の一部は 60ヘルツ)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 170 536 282">中部、関西、中国、四国エリア</td> <td data-bbox="536 170 839 282">標準周波数60ヘルツ (長野県の一部は 50ヘルツ)</td> </tr> </table> <p data-bbox="261 320 408 349">(4)電気料金</p> <p data-bbox="288 356 858 999">1月の料金は、別紙4(料金メニュー表)に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4(燃料費調整)別表(燃料費調整単価算出係数等)に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定めるX円(以下単に「X円」といいます。)を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p data-bbox="261 1008 408 1037">(a)基本料金</p> <p data-bbox="288 1043 858 1216">基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき別紙4(料金メニュー表)のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p data-bbox="261 1225 437 1254">(b)電力量料金</p> <p data-bbox="288 1261 858 1724">電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙4(料金メニュー表)にもとづいて算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第2条1に記載の期間とし、その他季とは、第2条2に記載の期間とします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。</p>		に群馬県の一部は 60ヘルツ)	中部、関西、中国、四国エリア	標準周波数60ヘルツ (長野県の一部は 50ヘルツ)	<table border="1" data-bbox="903 98 1461 282"> <tr> <td data-bbox="903 98 1158 170"></td> <td data-bbox="1158 98 1461 170">群馬県の一部は60ヘルツ)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="903 170 1158 282">中部、関西、中国、四国九州エリア</td> <td data-bbox="1158 170 1461 282">標準周波数 60ヘルツ ただし、長野県の一部は50ヘルツ</td> </tr> </table> <p data-bbox="884 320 1031 349">(4)電気料金</p> <p data-bbox="911 356 1481 857">1月の料金は、料金メニュー約款別紙4(料金メニュー表)に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p data-bbox="884 992 1031 1021">(a)基本料金</p> <p data-bbox="911 1028 1481 1238">基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき料金メニュー約款別紙4(料金メニュー表)のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p data-bbox="884 1247 1059 1276">(b)電力量料金</p> <p data-bbox="911 1283 1481 1785">電力量料金は、その1月の使用電力量によって料金メニュー約款別紙4(料金メニュー表)にもとづいて算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第2条1に記載の期間とし、その他季とは、第2条2.に記載の期間とします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。</p>		群馬県の一部は60ヘルツ)	中部、関西、中国、四国九州エリア	標準周波数 60ヘルツ ただし、長野県の一部は50ヘルツ
	に群馬県の一部は 60ヘルツ)									
中部、関西、中国、四国エリア	標準周波数60ヘルツ (長野県の一部は 50ヘルツ)									
	群馬県の一部は60ヘルツ)									
中部、関西、中国、四国九州エリア	標準周波数 60ヘルツ ただし、長野県の一部は50ヘルツ									
第4条第6項	<p data-bbox="288 1818 858 1888">6. ラブちゃんでんき e-プラン H (四国エリア) ※2024年4月1日時点新規受付停止</p> <p data-bbox="261 1897 424 1926">(3) 契約容量</p> <p data-bbox="288 1933 858 2002">(a) 契約容量は、原則として供給約款の従量電灯 B に準じて定めます。</p>	<p data-bbox="884 1818 1481 1888">6. ラブちゃんでんき e-プラン H (四国エリア) ※2024年4月1日時点新規受付停止</p> <p data-bbox="884 1897 1046 1926">(3) 契約容量</p> <p data-bbox="911 1933 1481 2105">(1) 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売</p>								

	<p>(b) 料金メニュー約款別紙 2 (夜間蓄熱式機器) に定める小型機器 (以下「夜間蓄熱式機器」といいます。) のうち料金メニュー約款別紙 2 (夜間蓄熱式機器) (1) に定める夜間蓄熱式機器を使用される場合は、(1) にかかわらず、契約容量は、原則として、次の (イ) によってえた値に 0.4 を乗じてえた値が (ロ) によってえた値以上となる場合は、(イ) によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>(イ) によってえた値 + (ロ) によってえた値 × 0.1</p> <p>(イ) 契約負荷設備のうち料金メニュー約款別紙 2 (夜間蓄熱式機器) (1) に定める夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として従量電灯 B の契約容量決定方法に準じてえた値</p> <p>(ロ) 契約負荷設備のうち料金メニュー約款別紙 2 (夜間蓄熱式機器) (1) に定める夜間蓄熱式機器の総容量</p> <p>(4) 電気料金 1 月の料金は、別紙 4 (料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載の X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整)</p>	<p>電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。</p> <p>(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1/1000$ なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。</p> <p>(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times 1/1000$</p> <p>(2) 料金メニュー約款別紙 2 (夜間蓄熱式機器) に定める小型機器 (以下「夜間蓄熱式機器」といいます。) のうち料金メニュー約款別紙 2 (夜間蓄熱式機器) (1) に定める夜間蓄熱式機器を使用される場合は、料金メニュー約款別紙 2 (夜間蓄熱式機器) (1) にかかわらず、契約容量は、原則として、次の (イ) によってえた値に 0.4 を乗じてえた値が (ロ) によってえた値以上となる場合は、(イ) によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>(イ) によってえた値 + (ロ) によってえた値 × 0.1</p> <p>(イ) 契約負荷設備のうち料金メニュー約款別紙 2 (夜間蓄熱式機器) (1) に定める夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として従量電灯 B の契約容量決定方法に準じてえた値</p> <p>(ロ) 契約負荷設備のうち料金メニュー約款別紙 2 (夜間蓄熱式機器) (1) に定める夜間蓄熱式機器の総容量</p> <p>(4) 電気料金 1 月の料金は、料金メニュー約款別紙 4 (料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃</p>
--	--	--

	<p>1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a)基本料金 基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき別紙 4 (料金メニュー表) のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(b)電力量料金 電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって別紙 4 (料金メニュー表) にもとづいて算定いたします。</p> <p>イ 平日デイトタイム 平日デイトタイムに使用された電力量には別紙 4 (料金メニュー表) の平日デイトタイム料金を適用いたします。この場合、平日デイトタイムとは、第 2 条 3.に記載の期間とします。なお、平日デイトタイムの電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 4 (料金メニュー表) にもとづいて算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第 2 条 1.に記載の期間とし、その他季とは、第 2 条 2.に記載の期間とします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。</p> <p>ロ 平日リビングタイム 平日リビングタイムに使用された電力量には別紙 4 (料金メニュー表) の平日リビングタイム料金を適用いたします。この場合、平日リビングタイムとは、第 2 条 4.に記載の期間とします。</p> <p>ハ 休日デイトタイム 休日デイトタイムに使用された電力量には別紙 4 (料金メニュー表) の休日デイトタイム料金を適用いたします。この場合、休日デイトタイムとは、第 2 条 5.に記載の期間とします。</p> <p>ニ ナイトタイム ナイトタイムに使用された電力量には別紙 4 (料金メニュー表) のナイトタイム料金を適用いたします。この場合、ナイトタイムとは、第 2 条 6.に記載の期間とします。</p>	<p>料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a)基本料金 基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき料金メニュー約款別紙 4 (料金メニュー表) のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(b)電力量料金 電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって料金メニュー約款別紙 4 (料金メニュー表) にもとづいて算定いたします。</p> <p>イ 平日デイトタイム 平日デイトタイムに使用された電力量には料金メニュー約款別紙 4 (料金メニュー表) の平日デイトタイム料金を適用いたします。この場合、平日デイトタイムとは、第 2 条 3.に記載の期間とします。なお、平日デイトタイムの電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって料金メニュー約款別紙 4 (料金メニュー表) にもとづいて算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第 2 条 1.に記載の期間とし、その他季とは、第 2 条 2.に記載の期間とします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。</p> <p>ロ 平日リビングタイム 平日リビングタイムに使用された電力量には料金メニュー約款別紙 4 (料金メニュー表) の平日リビングタイム料金を適用いたします。この場合、平日リビングタイムとは、第 2 条 4.に記載の期間とします。</p> <p>ハ 休日デイトタイム 休日デイトタイムに使用された電力量には料金メニュー約款別紙 4 (料金メニュー表) の休日デイトタイム料金を適用いたします。この場合、休日デイトタイムとは、第 2 条 5.に記載の期間とします。</p> <p>ニ ナイトタイム ナイトタイムに使用された電力量には料金メニュー約款別紙 4 (料金メニュー表) のナイトタイム料金を適用いたします。この場合、ナイトタイムとは、第 2 条 6.に記載の期間とします。</p>
<p>第 4 条 第 7 項</p>	<p>7. ラブちゃんでんき e-プラン L (四国エリア) ※2024 年 4 月 1 日時点新規受付停止</p>	<p>7. ラブちゃんでんき e-プラン L (四国エリア) ※2024 年 4 月 1 日時点新規受付停止</p>

<p>(3) 契約容量</p> <p>(a) 契約容量は、原則として供給約款の従量電灯 B に準じて定めます。</p> <p>(b) 料金メニュー約款別紙 2 (夜間蓄熱式機器) に定める小型機器 (以下「夜間蓄熱式機器」といいます。) のうち料金メニュー約款別紙 2 (夜間蓄熱式機器) (1) に定める夜間蓄熱式機器を使用される場合は、(1) にかかわらず、契約容量は、原則として、次の (イ) によってえた値に 0.4 を乗じてえた値が (ロ) によってえた値以上となる場合は、(イ) によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>(イ) によってえた値 + (ロ) によってえた値 × 0.1</p> <p>(イ) 契約負荷設備のうち料金メニュー約款別紙 2 (夜間蓄熱式機器) (1) に定める夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として従量電灯 B の契約容量決定方法に準じてえた値</p> <p>(ロ) 契約負荷設備のうち料金メニュー約款別紙 2 (夜間蓄熱式機器) (1) に定める夜間蓄熱式機器の総容量</p> <p>(4) 電気料金</p> <p>1 月の料金は、別紙 4 (料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただ</p>	<p>(3) 契約容量</p> <p>(1) 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。<u>この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。</u></p> <p>(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合</p> <p>契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1/1000</p> <p>なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。</p> <p>(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合</p> <p>契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1/1000</p> <p>(2) 料金メニュー約款別紙 2 (夜間蓄熱式機器) に定める小型機器 (以下「夜間蓄熱式機器」といいます。) のうち料金メニュー約款別紙 2 (夜間蓄熱式機器) (1) に定める夜間蓄熱式機器を使用される場合は、<u>料金メニュー約款別紙 2 (夜間蓄熱式機器) (1) にかかわらず、契約容量は、原則として、次の(イ)によってえた値に 0.4 を乗じてえた値が (ロ) によってえた値以上となる場合は、(イ) によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。</u></p> <p>(イ) によってえた値 + (ロ) によってえた値 × 0.1</p> <p>(イ) 契約負荷設備のうち料金メニュー約款別紙 2 (夜間蓄熱式機器) (1) に定める夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として従量電灯 B の契約容量決定方法に準じてえた値</p> <p>(ロ) 契約負荷設備のうち料金メニュー約款別紙 2 (夜間蓄熱式機器) (1) に定める夜間蓄熱式機器の総容量</p> <p>(4) 電気料金</p> <p>1 月の料金は、料金メニュー約款別紙 4 (料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合</p>
--	---

	300kWh 超過	25 円 19 銭
最低月額料金		335 円 34 銭

(2) ラブちゃんでんき九州 C

区分		ラブちゃんでんき九州 C
基本料金	契約容量 1kVA につき	316 円 24 銭
電力量料金 (1kWh につき)	最初の 120kWh まで	17 円 89 銭
	120kWh をこえ 300kWh まで	22 円 16 銭
	300kWh 超過	24 円 79 銭

(3) ラブちゃんでんき九州低圧電力

区分		ラブちゃんでんき九州低圧電力	
基本料金	契約電力 1kW につき	952 円 38 銭	
電力量料金 (1kWh につき)	夏季料金	契約電力 ×150kWh まで	17 円 40 銭
		上記超過	26 円 10 銭
	その他季料金	契約電力 ×150kWh まで	15 円 71 銭
		上記超過	23 円 57 銭